

西三河都市計画地区計画の変更（幸田町決定）

都市計画相見駅周辺地区計画を次のように変更する。

名 称		相見駅周辺地区計画	
位 置		幸田町大字相見字相見、字新田内、字阿原、字四十五間及び大字菱池字蓮池の各一部	
面 積		約 6.4ha	
地区計画の目標		<p>幸田町は、都市計画マスタープランにおいて「人と自然を大切にする緑住文化都市」を目標として、4つの都市核（3駅プラス1）を中心とした都市づくりを進めており、幸田駅、三ヶ根駅と相見駅周辺では、にぎわいの創出や居住機能の整備を目指している。</p> <p>これを受けて、相見駅を含む面積約 54.2ha の区域で幸田相見特定土地区画整理事業が施行され、このうち東西の駅前広場周辺においては商業地域を指定し、土地の有効・高度利用を目指している。</p> <p>一方、当地区計画の区域の近郊には、幸田高校や北部中学校があり、駅周辺は生徒の通学ルートともなるため、少年の健全な育成を阻害するような建築物の建築の制限が求められる。</p> <p>このため、当地区計画を定めることにより、商業地域内における建築物等の適正な立地誘導を図り、多様な世代の人々が生活・交流する場にふさわしい良好で健康的な市街地環境を形成することを目標とする。</p>	
区域の整備開発	及び保全の方針	土地利用の方針	当地区の土地利用は、高層住宅をはじめとした住宅や店舗等の土地利用が調和した良好な生活・交流の拠点形成を目指すものとする。
	建築物等の整備方針	建築物等の整備方針	当地区計画の区域は、高層住宅をはじめとした住宅や店舗等が調和した良好な生活・交流の拠点形成を目指すものとしており、建築物等の用途の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限により、良好で健康的な市街地環境に影響を与えるような建築物等の立地を制限するものとする。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（に）項第六号に掲げるもの</li> <li>2.建築基準法別表第 2（ほ）項第二号に掲げるもの</li> <li>3.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるもの</li> <li>4.建築基準法別表第 2（り）項第三号に掲げるもの</li> </ol>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他外から望見される部分の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。ただし、建築物の屋根、外壁、その他外から望見される各面の概ね 1 割に限っては、この限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」